

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月26日
【会社名】	三井住友建設株式会社
【英訳名】	Sumitomo Mitsui Construction Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柴田敏雄
【最高財務責任者の役職氏名】	-
【本店の所在の場所】	東京都中央区佃二丁目1番6号
【縦覧に供する場所】	三井住友建設株式会社 東関東支店 (千葉県美浜区中瀬二丁目6番地1) 三井住友建設株式会社 横浜支店 (横浜市神奈川区栄町5番地1) 三井住友建設株式会社 中部支店 (名古屋市中区栄四丁目3番26号) 三井住友建設株式会社 大阪支店 (大阪市中央区北浜四丁目7番28号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 柴田敏雄は、当社並びに連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社並びに連結子会社19社（三井住建道路㈱、三井住友建設鉄構エンジニアリング㈱、ドービー建設工業㈱、㈱SMCR、SMC商事㈱、SMCテック㈱、SMCプレコンクリート㈱、SMCシビルテクノス㈱ 他11社）を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、当社グループのうち連結子会社3社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当社グループ各社の事業は主に建設業であり、財務報告に対する影響は売上高に比例すると考えられることから、重要な事業拠点の選定に使用する指標を売上高としています。重要な事業拠点については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高のおおむね2/3に達している国内2事業拠点のほか、海外に所在するリスクを考慮し、海外で売上高の金額が最も高い事業拠点を加えた3事業拠点を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点はいずれも建設業であることから、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、完成工事未収入金及び未成工事支出金に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、見積りや予測を伴う重要な勘定科目（投資有価証券、繰延税金資産、貸倒引当金、工事損失引当金、退職給付に係る負債等）に係る業務プロセス、財務情報及び注記情報作成に係る業務プロセスを、財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。